

「福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託」の質問に対する回答

2025年(令和7年)4月8日
福山市企画財政局財政部資産活用課

No.	質問項目	質問	回答	掲載日
1	公告 1(4)ア	「アスベスト分析調査費300検体を見込むこと。」とあるが、除去作業費及び処分費はどのように見込めばよいでしょうか。	下記のとおり、撤去費等及び処分費を計上してください。 【撤去費等】 天井ボード(岩綿吸音板300×600 2枚撤去及び復旧) 145か所 天井ボード(岩綿吸音板300×600 4枚撤去及び復旧) 145か所 仕上塗材(リシン等)小規模 照明器具取付箇所 155か所 【処分費】 一時集積及び引取り 24回 (1t未満 安定型)	4月8日
2	公告 1(4)ア	「アスベスト分析調査費300検体を見込むこと。」とあるが、必ず分析調査を行うということか。	提案時の見積額は回答1のとおり計上し、内訳を記載してください。実施時の調査数量については、受注候補者決定後の調査にて対象となった箇所のみを実施していただきます。	4月8日
3	公告 6(2)項番 10 及び12	受注候補者決定後の調査期間が短いと考えているが、仮契約までに全施設を詳細調査する必要があるか。	可能な限り詳細な調査を行っていただくことを前提としております。	4月8日
4	公告 6(2)項番 10 及び12	受注候補者決定後の調査期間において、全施設の詳細決定を行うことが出来なかった場合、仮契約が出来ないのか。	市としては、施設側との日程調整が整えば、期間内の全施設調査は可能と考えております。予期できない事由等により全施設の詳細調査が行えない場合は受注候補者と仮契約金額の算出方法を別途協議します。	4月8日
5	公告 6(2)項番 10 及び12	受注候補者決定後の詳細調査を行った際に、対象照明器具数量の増または減があることが判明した場合の業務対象はどのようになるのか。	【別添2】対象施設及び照明器具一覧の数量を基本として調整を行います。想定数量を上回る増が発生した場合は、予算の範囲内で変更協議を行い、改修範囲を決定します。下回った場合は対象範囲の変更もしくは減額変更を行います。	4月8日
6	公告 6(3)ウ	参考図面資料について、「希望者に電子記録媒体で貸与します。」とあるが、どのように申請すればよいか。	資産活用課HPの「福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」へ掲載している関係書類のその他の欄へ「貸与品借用申請書」がありますので、必要事項を記載し、資産活用課へ提出してください。	4月8日
7	公告 6(3)ウ	参考図面資料について、「希望者に電子記録媒体で貸与します。」とあるが、貸与図面全てを確認し、見積額を算出しなければならないのか。	見積額の算出は公告の【別添2】対象施設及び照明器具一覧の数量及び【別添3】照明器具凡例一覧表の公共型番もしくは仕様を基に行ってください。市としては、参考図面を利用し、凡例毎の積算額の妥当性を確認していただきたいと考えております。	4月8日
8	公告 9(1)ウ 様式F	見積書(様式F)に記載した提案見積額で仮契約となるのか。	受注候補者決定後に現地調査を行っていただき、設置する照明器具を決定します。その際に、提案見積額に沿った、採用予定の照明器具の単価リスト及び労務費等の内訳書を提出いただく予定です。その金額を基に市と受注候補者間で協議を行い、仮契約金額を決定します。	4月8日

「福山市公共施設照明設備LED化整備業務委託」の質問に対する回答

2025年(令和7年)4月8日
福山市企画財政局財政部資産活用課

No.	質問項目	質問	回答	掲載日
9	仕様書 4 (2)	業務の内容はLED照明器具及び設置に必要な付属品一式の調達並びに取替とあるが、既存器具が不点灯だった場合、配線、スイッチ、ブレーカーなどの不具合も考えられるが、どこまでを付属品とみなすのか。	照明器具の設置に必要な固定部品、リニューアルプレートなどが付属品となります。受注者の責めに帰すべき事由に該当しない部材は対象外です。	4月8日
10	仕様書 4 (7)	施工完了後の保守については、不点灯の原因が照明器具ではなかった場合、調査費用は別途支払われるものと考えてよいか。	不点灯の原因特定までは、保守の範囲と考えています。当該費用はESCOサービス料に含めて見積額の計上を行ってください。	4月8日
11	【別添2】 【別添3】	文化施設などに設置されていると思われる意匠が特殊な照明については、LED化しようとした場合、特注になると思われるがどの凡例に該当するのか。また、必ず現状の意匠に合わせたものとするのが必須でしょうか。	特殊照明の凡例についてですが、シャンデリアのような照明器具については、別添2の一覧表において、光源数×凡例数というカウントをしております。器具取替を基本としますが、協議により、特注とするかどうかを決定します。特注品に決定した場合で、施設単体の改修額が市の想定を大きく上回る場合は、変更協議を行うことを想定しています。	4月8日
12	【別添2】 【別添3】 様式F	様式Fの見積額を算出するためには、各凡例の見積額を算定しなければならないが、本来の仕様は20種より多種多様なため苦慮している。どのように算出すればよいか。	【別添3】照明器具凡例一覧表の各欄左上部に、市が算出根拠としている公共型番及び仕様を記載しています。公共型番に対応していることは必須ではありませんが、同等品以上で提案してください。その台数単価に対し、参考図面を確認のうえ、見積額を御検討ください。	4月8日
13	【別添3】	【別添3】照明器具凡例一覧表の欄外に、「性能が同等以上の器具を選定してください。」とあるが、同等品以上とはどのように判断すればよいか。	照度、光源寿命、消費電力を同等以上としてください。ただし、汎用品以外の提案をされた場合、市による確認の中で著しく強度が劣るなど同等と見なせない判断をする場合があります。同等品と見なせなかった場合は、差替え対応もしくは減点対象となります。	4月8日
14	【別添3】	【別添3】照明器具凡例一覧表の各凡例には、非常照明回路用照明器具の公共型番は記載されていないが、含まれているのか。	全体数量に対し1割程度含まれているものとして、積算を行ってください。	4月8日
15				
16				